

改正

平成14年 3 月 27 日 条例第 8 号
平成16年 3 月 24 日 条例第 6 号
平成17年10月14日 条例第19号
平成29年12月20日 条例第27号
平成29年12月20日 条例第30号

ディスカバリーパーク焼津条例

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）
第 2 章 天文科学館（第 7 条—第 8 条の 2）
第 3 章 温水プール（第 8 条の 3—第 15 条）
第 4 章 指定管理者（第 16 条・第 17 条）
第 5 章 雑則（第 18 条・第 19 条）
附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、ディスカバリーパーク焼津（以下「ディスカバリーパーク」という。）の設置及び管理について、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第 2 条 科学教育及び文化の振興並びに健康と体位の向上を図ることを目的として、本市にディスカバリーパークを設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 ディスカバリーパーク焼津

位置 焼津市田尻2,968番地の1

2 ディスカバリーパークに次の施設を置く。

- （1） 天文科学館
（2） 温水プール
（3） 広場その他の施設

（開館時間）

第 3 条 天文科学館及び温水プールの開館時間は、次のとおりとする。ただし、指定管理者（第 16 条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が必要と認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

天文科学館	午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日にあつては、午前 10 時から午後 7 時まで
温水プール	午前 10 時から午後 8 時 30 分まで

（休館日）

第 4 条 天文科学館及び温水プールの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得て、これを変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。

- （1） 月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その翌日）
（2） 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日

（入場及び使用の制限）

第 5 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、ディスカバリーパークへの入場を拒否し、又は使用を許可しないものとする。

- （1） 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
（2） 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

- (3) 管理上支障があると認めるとき。
 - (4) その他その使用が不相当と認めるとき。
- (損害賠償の義務)

第6条 ディスカバリーパークの入場者又は使用者は、その建物、附属設備、備品等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに指定管理者に報告しなければならない。

- 2 前項に規定する場合において、入場者又は使用者は、その損害を賠償しなければならない。

第2章 天文科学館

(事業)

第7条 天文科学館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 科学に関する資料を備え、展示すること。
- (2) 天体望遠鏡その他の装置による星の観望及びその指導を行うこと。
- (3) プラネタリウムその他の施設及び附属設備を市民の利用に供すること。
- (4) 科学に関する実験、講座、講演会等を企画し、及び実施すること。
- (5) 科学に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- (6) 科学知識の普及啓発に必要な他の機関との連絡調整及び協力を行うこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、第2条第1項に規定する天文科学館の設置の目的を達成するために必要な事業

(観覧料の納付)

第8条 天文科学館のプラネタリウム及び展示館を観覧しようとする者（以下「観覧者」という。）は、別表第1に定める観覧料を前納しなければならない。ただし、市長が別に納期を定めたときは、この限りでない。

- 2 既納の観覧料は、還付しない。ただし、観覧者が自己の責めによらない理由により観覧できなかったときは、その全部又は一部を還付することができる。

- 3 第1項の規定にかかわらず、市長が特に認めた場合は、特定の日において観覧料を無料とすることができる。この場合においては、市長は、その旨を告示するものとする。

(観覧料の減免)

第8条の2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより観覧料を減免することができる。

- (1) 学校等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）及び保育所をいう。以下同じ。）が教育活動及びこれに類する目的のために観覧するとき（観覧料を別表第1に定める団体に係る金額とした場合を除く。次号において同じ。） 2分の1の額を減額
- (2) 規則で定める障害者（市内に住所を有する者に限る。）が観覧するとき 免除
- (3) 規則で定める障害者（市外に住所を有する者に限る。）が観覧するとき 2分の1の額を減額
- (4) その他市長が特別の理由があると認めるとき 市長がその都度定める額を免除

第3章 温水プール

(事業)

第8条の3 温水プールは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 温水プールその他の施設及び附属設備を市民の利用に供すること。
- (2) 水泳教室等のスポーツ事業を企画し、及び実施すること。
- (3) 健康増進、スポーツの振興等に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、第2条第1項に規定する温水プールの設置の目的を達成するために必要な事業

(利用料金)

第9条 温水プールを使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、温水プールの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を前納しなければならない。ただし、指定管理者が別に納期を定めたときは、この限りでない。

- 2 利用料金の額は、別表第2に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める。
- 3 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。
- 4 第8条第2項及び第3項の規定は、利用料金について準用する。

(利用料金の減免)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより利用料金を減免することができる。

- (1) 市が水泳大会を行うため全館を専用使用するとき 免除
- (2) 水泳の技術向上を目的とした公共的団体が水泳大会を行うため全館を専用使用するとき 2分の1の額を減額
- (3) 市内の学校等及び市内のスポーツ少年団が教育活動及びこれに類する目的のために使用するとき(利用料金を別表第2に定める使用区分の団体に係るものとして徴する場合における使用を除く。次号において同じ。) 2分の1の額を減額
- (4) 規則で定める障害者(市内に住所を有する者に限る。)及び規則で定める障害者団体が使用するとき 免除
- (5) 規則で定める障害者(市外に住所を有する者に限る。)が使用するとき 2分の1の額を減額
- (6) その他市長が特別の理由があると認めるとき 市長がその都度定める額を減額又は免除(専用使用の許可)

第11条 温水プールの全部又は一部を専用して使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

(専用使用許可の取消し等)

第12条 指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは退去させることができる。

- (1) 使用目的以外に使用したとき。
 - (2) この条例若しくはこの条例に基づく規則に違反したとき又は指定管理者の指示に従わないとき。
 - (3) 第5条各号に該当する事由が発生したとき。
 - (4) その他指定管理者において必要と認めたとき。
- (権利譲渡の禁止)

第13条 使用者は、温水プールを使用する権利を譲渡し、又は転貸することができない。ただし、指定管理者が承認したときは、この限りでない。

(特別の設備)

第14条 使用者は、特別の設備をしようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の規定による特別の設備に伴い生ずる費用は、使用者の負担とする。

(原状回復の義務)

第15条 前条第1項の許可を受けた使用者は、使用終了後直ちに原状に回復しなければならない。

第4章 指定管理者

(指定管理者による管理)

第16条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、ディスカバリーパークの管理は、市が指定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。この場合においては、第2条第2項各号に掲げる施設ごとに指定管理者を異にして管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第17条 指定管理者が行う業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 第7条各号及び第8条の3各号に掲げる事業の実施に関する業務
- (2) 使用許可に関する業務
- (3) 観覧料及び利用料金の収受に関する業務
- (4) 施設及び附属設備の維持及び管理に関する業務
- (5) その他市長が必要と認める業務

第5章 雑則

(指定の取消し等の場合における措置)

第18条 地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定め

て管理の業務の全部若しくは一部（利用料金の収受を含む場合に限る。）の停止を命じた場合等で、市長が管理を行うときは、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、市長は、温水プールの使用者から、別表第2に定める額の範囲内において市長が定める使用料を徴収する。

- 2 前項に規定する場合その他市長が臨時に管理を行う場合においては、この条例中指定管理者に関する規定は、公の施設の管理及び使用料の徴収に関し地方自治法その他の法令の定めるところに従い、市長に関する規定として市長に適用があるものとする。

（委任）

第19条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成9年7月20日から施行する。ただし、第16条、第17条及び附則第4項の規定は、平成9年4月1日から施行する。

（焼津市議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例の一部改正）

- 2 焼津市議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例（昭和39年焼津市条例第11号）の一部を次のように改正する。

（次のようは省略）

（焼津市プール条例の一部改正）

- 3 焼津市プール条例（昭和39年焼津市条例第23号）の一部を次のように改正する。

（次のようは省略）

（焼津市部設置条例の一部改正）

- 4 焼津市部設置条例の一部を改正する条例

焼津市部設置条例（昭和44年焼津市条例第16号）の一部を次のように改正する。

（次のようは省略）

附 則（平成14年3月27日条例第8号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第10条及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後にする使用に係る使用料に適用し、同日前にした使用に係る使用料は、なお従前の例による。

附 則（平成16年3月24日条例第6号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第8条の2及び第10条の規定は、平成16年4月1日以後にする観覧及び使用に係る観覧料及び使用料に適用し、同日前にした観覧及び使用に係る観覧料及び使用料は、なお従前の例による。

附 則（平成17年10月14日条例第19号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の焼津市ディスカバリーパーク焼津条例の規定に基づきされた申請、許可その他の行為は、改正後のディスカバリーパーク焼津条例の相当規定に基づきされた申請、許可その他の行為とみなす。

（準備行為）

- 3 指定管理者による管理の施行に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても、改正後のディスカバリーパーク焼津条例の規定の例により行うことができる。

附 則（平成29年12月20日条例第27号抄）

（施行期日）

- この条例は、平成30年4月1日から施行する。
(ディスカバリーパーク焼津条例の一部改正に伴う経過措置)
- 施行日前に前項の規定による改正前のディスカバリーパーク焼津条例の規定によりされた処分、
手続その他の行為は、同項の規定による改正後のディスカバリーパーク焼津条例の相当規定により
されたものとみなす。

附 則 (平成29年12月20日条例第30号)

(施行期日)

- この条例は、平成30年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この条例による改正後の第8条の2及び第10条の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る
使用料の減免について適用し、同日前の使用に係る使用料の減免については、なお従前の例による。

別表第1 (第8条関係)

天文科学館観覧料

区分				金額
個人	常設展	大人	プラネタリウムを観覧する場合	600円
			展示館を観覧する場合	300円
		子供	プラネタリウムを観覧する場合	200円
			展示館を観覧する場合	100円
	特別展	特別の企画による展示又は事業が行われる場合		市長が定める額
団体	常設展	大人	プラネタリウムを観覧する場合	個人に係る所定の観覧料の8割に相当する額(その額に10円未満の端数金額が生じたときは、その端数金額を切り捨てた額)
	特別展	子供	展示館を観覧する場合	
観光望遠鏡		1回につき		100円

備考

- 「大人」とは16歳以上の者をいい、「子供」とは4歳以上16歳未満の者をいう。
- 「団体」とは、30人以上の団体による観覧をいう。

別表第2 (第9条、第18条関係)

温水プール利用料金の額の範囲等

時間区分		午前	午後1	午後2	午前午後	夜間	午後夜間	全日
使用区分		10時～12時	13時～15時	15時30分～17時30分	10時～17時30分	18時30分～20時30分	13時～20時30分	10時～20時30分
		円	円	円	円	円	円	円
全館の専用使用		32,000	32,000	32,000	112,000	32,000	112,000	160,000
個人	大人	1人1回2時間につき						500円
	子供	1人1回2時間につき						200円
団体		個人に係る所定の使用料の8割に相当する額						

備考

- 「個人」の区分において、2時間に満たない使用に係る利用料金は、2時間として計算することができる。
- プールの一部のコースを専用して使用する場合は、この表に定める全館の専用使用の額の8分の1に相当する額に使用しようとするコースの数を乗じて得た額の範囲内とする。
- この表に定める時間区分の範囲を超えて使用する場合における当該超える部分の使用時間に係る利用料金は、1時間(1時間に満たないときは、1時間とすることができる。)につき、それぞれこの表に規定する時間区分による額の1時間当たりの額に相当する額の範囲内とする。
- 「大人」とは16歳以上の者をいい、「子供」とは16歳未満の者をいう。
- 「団体」とは、30人以上の団体による使用であって、全館又は一部のコースの専用使用以外のものをいう。

- 6 この表に定める使用の時間区分若しくは時間単位又は使用者の区分以外の使用の時間区分若しくは時間単位又は使用者の区分を定める場合における利用料金は、この表に定める使用の時間区分若しくは時間単位又は使用者の区分による額に準じて算出して得た額の範囲内とする。